

職員退職金支給規程

平成17年10月1日
17（規程）第61号
（最終改正）令和7年3月19日
令06（規程）第159号

（総 則）

第1条 就業規程（17（規程）第58号）第51条の規定に基づき、職員の退職又は解雇（以下「退職等」という。）のときに支給する退職金は、この規程の定めるところによる。

2 退職金は、退職手当及び弔慰金とする。

（退職手当の支給基準）

第2条 退職手当は、職員が退職等をした場合には、その者に支給する。ただし、職員が死亡した場合には、その遺族に支給する。

2 前項にかかわらず、職員が勤続6月未満で退職等をした場合は、退職手当を支給しない。

（退職手当の額）

第2条の2 退職手当は、次条から第5条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第5条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（退職手当の基本額）

第3条 職員が退職等をした場合においては、退職等をした日における次項に定める基礎額（以下「退職日職責給等級基礎額」という。）に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額を退職手当の基本額として支給する。ただし、職員としての在職期間において退職等をした日における職責給の等級（職員給与規程（17（規程）第59号）別表第1を適用する職員においては職責給の等級及び号給、職員給与規程別表第2を適用する職員においては職責給の等級。以下「職責給等級」という。）より上位の職責給等級に属していた日がある者の次項に定める基礎額（以下「職責給等級基礎額」という。）は、その者が属していた最も上位の職責給等級基礎額（以下「最高職責給等級基礎額」という。）を退職日職責給等級基礎額から読み替えて退職手当の基本額を計算する。

（1）勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100

（2）勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の140

（3）勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の180

（4）勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の200

（5）勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の100

2 職責給等級基礎額は次の表のとおりとする。ただし、職責給等級が一般職Ⅰ、一般職Ⅱ、一般職Ⅲ及び一般職Ⅳの場合は、次の表に掲げる各等級に応じて定める基礎額欄の額にその者が属していた最も上位の功労給の号給に定める金額を加算した額を基礎額とする。

| 職責給等級 | 基礎額 |
|--------|----------|
| 管理職Ⅰ | 635,000円 |
| 管理職Ⅱ-A | 585,000円 |
| 管理職Ⅱ-B | 545,000円 |
| 管理職Ⅱ-C | 515,000円 |
| 管理職Ⅱ-D | 495,000円 |
| 一般職Ⅰ | 392,400円 |
| 一般職Ⅱ | 316,100円 |
| 一般職Ⅲ | 251,300円 |
| 一般職Ⅳ | 179,500円 |

| | |
|-----------|----------|
| シニアスタッフ職Ⅰ | 414,000円 |
| シニアスタッフ職Ⅱ | 307,700円 |

(満60歳に達した日後における最初の4月1日以後、引き続き職員として勤務する場合の退職手当の基本額に係る特例)

第3条の2 退職等をした職員の基礎在職期間(機構に職員として採用されたときから退職等をしたときまでを通算(第7条の2第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間を含む。)した期間をいう。以下「基礎在職期間」という。)に満60歳に達した日(誕生日の前日。以下同じ。)後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、引き続き職員として勤務した期間が含まれる場合において、特定日の前日以前その職員の最も多い職責給等級基礎額(以下「特定減額前職責給等級基礎額」という。)が、退職日職責給等級基礎額よりも多いときは、その職員に対する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その職員が特定日の前日に現に退職等をした理由と同一の理由により退職等をしたものとし、かつ、その職員の同日までの勤続期間及び特定減額前職責給等級基礎額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日職責給等級基礎額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その職員に対する退職手当の基本額が前条の規定により計算した額とした場合における、当該退職手当の基本額の計算に用いた退職日職責給等級基礎額又は最高職責給等級基礎額に対する割合
 - ロ 第1号に掲げる額の特定減額前職責給等級基礎額に対する割合

(退職手当の基本額の最高限度額)

第3条の3 第3条の規定により計算した退職手当の基本額が、計算に用いた退職日職責給等級基礎額又は最高職責給等級基礎額に100分の5,500を乗じて得た額を超えるときは、第3条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその職員の退職手当の基本額とする。

2 前条の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる前条第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその職員の退職手当の基本額とする。

- (1) 100分の5,500以上 特定減額前職責給等級基礎額に100分の5,500を乗じて得た額
- (2) 100分の5,500未満 特定減額前職責給等級基礎額に前条第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日職責給等級基礎額に100分の5,500から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(退職手当の基本額の増額)

第4条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第3条又は第3条の2の規定により計算して得た額に、計算に用いた退職日職責給等級基礎額又は最高職責給等級基礎額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 傷病によりその職に堪えず退職した場合若しくは死亡した場合又は予算の削減若しくは組織の改廃により配置転換が困難なため解雇された場合
- (2) 職員が勤続10年以上であって定年により退職した場合又は勤続15年以上であって職務上特に功労のあった者が退職した場合
- (3) 前2号に準ずる特別の事由により退職等をした者であって、特に増額の必要があると認められた場合

2 第3条の2の規定により退職手当の基本額を計算する場合において、前項中「退職日職責給等級基礎額又は最高職責給等級基礎額」とあるのは、「特定減額前職責給等級基礎額」と読み替えるものとする。

(退職手当の基本額の減額)

第5条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第3条又は第3条の2の規定により計算して得た額から当該額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 自己都合による退職(出産若しくは婚姻又は前条第1項各号の規定に該当する場合をのぞく。)

(2) 勤務成績が著しく不良のための解雇

(退職手当の基本額の減額の特例)

第5条の2 職員が科学技術企業年金基金(以下「年金基金」という。)の加入者である期間(以下「加入者期間」という。)15年以上で退職等をした場合においては、第3条又は第3条の2の規定により計算して得た額から、加入者期間を勤続期間とみなして当該各条の規定により計算して得た額(以下「対象額」という。)に次の各号に掲げる勤続期間(加入者期間を勤続期間とみなした場合における当該勤続期間をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額算出の基礎となる退職日職責給等級基礎額若しくは最高職責給等級基礎額又は特定減額前職責給等級基礎額が年金基金の基準給与の最高限度額を超えるときは、その最高限度額をもって退職日職責給等級基礎額若しくは最高職責給等級基礎額又は特定減額前職責給等級基礎額とする。この場合において、退職等をした月の前月(退職等をした日が月の末日である場合は当月)以前1年以内に基準給与の最高限度額の改正があった場合には、退職等をした月の前月(退職等をした日が月の末日である場合は当月)以前1年間の各月における基準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって基準給与の最高限度額とみなす。

- (1) 勤続期間が15年の場合にあつては、100分の1.5の割合
- (2) 勤続期間が15年を超え30年までの場合にあつては、100分の1.5に15年を超える勤続期間1年につき100分の0.1を加えた額
- (3) 勤続期間が30年を超える場合にあつては、100分の3の割合

2 年金基金の加入者であつたことによりすでに退職手当の減額を受けた者に対し、再び退職手当を支給する場合の減額は、前項の規定により勤続期間とみなした全期間について算出される減額すべき額から、次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。

- (1) 再び支給する退職手当の額の算出の基礎となる退職日職責給等級基礎額(この場合において、前項ただし書きを準用する。)に基づいて、すでに減額を受けた勤続期間について算出される対象額
- (2) すでに減額を受けた勤続期間に対応する前項各号の割合

3 前2項に規定する勤続期間の計算に当たって1年未満の月数が生じた場合は、これを計算の基礎としない。

4 この条の規定による減額は、第3条又は第3条の2の規定により計算して得た額を限度とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 機構の業務運営上やむを得ない事情により退職した職員又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した職員のうち、就業規程第48条第2項に規定する退職の日(以下「定年退職日」という。)から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつその年齢が50歳以上である者に対する第3条、第3条の2、第4条、第5条の2及び第8条の規定の適用については、次の表の1列目に掲げる規定中同表の2列目に掲げる字句は、それぞれ同表の3列目に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|----------------------------|-------------|--|
| 第3条 第4条 第5条の2 第8条 | 退職日職責給等級基礎額 | 退職日職責給等級基礎額及び退職日職責給等級基礎額に退職の日において定められているその職員に係る定年と退職の日におけるその職員の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日職責給等級基礎額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額 |
| | 最高職責給等級基礎額 | 最高職責給等級基礎額及び最高職責給等級基礎額に退職の日において定められているその職員に係る定年と退職の日におけるその職員の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び最高職責給等級基礎額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額 |
| 第3条の2第 | 及び特定減額前職責給 | 並びに特定減額前職責給等級基礎額及び特定減額前職責給等級基礎額に退職の日において定められているその職員に係る定年と退職の日におけるその職員の年齢 |

| | | |
|-------------|---------------|--|
| 1号 | 等級基礎額 | との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前職責給等級基礎額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額 |
| 第3条の2第2号 | 退職日職責給等級基礎額に、 | 退職日職責給等級基礎額及び退職日職責給等級基礎額に退職の日において定められているその職員に係る定年と退職の日におけるその職員の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日職責給等級基礎額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額に、 |
| 第3条の2第2号口 | 第1号に掲げる額 | その職員が特定日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その職員の同日までの勤続期間及び特定減額前職責給等級基礎額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 |
| 第4条第5条の2第8条 | 特定減額前職責給等級基礎額 | 特定減額前職責給等級基礎額及び特定減額前職責給等級基礎額に退職の日において定められているその職員に係る定年と退職の日におけるその職員の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前職責給等級基礎額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額 |

2 前項に規定する職員に対する第3条の3の規定の適用については、次の表の1列目に掲げる規定中同表の2列目に掲げる字句は、それぞれ同表の3列目に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-------------|---------------|--|
| 第3条の3第1項 | 第3条 | 第5条の3第1項の規定により読み替えて適用する第3条 |
| | 退職日職責給等級基礎額 | 退職日職責給等級基礎額及び退職日職責給等級基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日職責給等級基礎額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額 |
| | 最高職責給等級基礎額 | 最高職責給等級基礎額及び最高職責給等級基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び最高職責給等級基礎額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額 |
| 第3条の3第2項 | 前条の | 第5条の3の規定により読み替えて適用する前条の |
| | 前条第2号口 | 第5条の3の規定により読み替えて適用する前条第2号口 |
| 第3条の3第2項第1号 | 特定減額前職責給等級基礎額 | 特定減額前職責給等級基礎額及び特定減額前職責給等級基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前職責給等級基礎額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額 |
| 第3条の3第2項第2号 | 特定減額前職責給等級基礎額 | 特定減額前職責給等級基礎額及び特定減額前職責給等級基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前職責給等級基礎額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額 |
| | 前条第2号口 | 第5条の3の規定により読み替えて適用する前条第2号口 |
| | 及び退職日職責給等級基礎額 | 並びに退職日職責給等級基礎額及び退職日職責給等級基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日職責給等級基礎額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額 |
| | 当該割合 | 当該第5条の3の規定により読み替えて適用する前条第1項第2号口に掲げる割合 |

3 前2項において、現に退職した日と定年退職日における期間に1年未満の端数がある場合は、その端

数は、切り捨てる。

(退職手当の調整額)

第5条の4 退職等をした職員に対する退職手当の調整額は、その者の職員として引き続いた期間の初日の属する月からその者の職員として引き続いた期間の末日の属する月までの各月（休職（機構の都合による休職を除く。）、停職、育児休業、出生時育児休業、配偶者同行休業等により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日があった月を除く。以下「休職月等」という。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の調整月額表の職責給等級の欄に掲げる各等級及び旧職務の級の欄に掲げる各級（令06（規程）第33号による改正前の職員給与規程第11条に定める職務の級）に応じて定める調整月額の欄の額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

調整月額表

| 職員の区分 | 旧職務の級 | 職責給等級 | 調整月額 |
|-------|----------------------------|--------------------|---------|
| 第1号 | 9級 | 管理職Ⅰ | 70,400円 |
| 第2号 | 8級 | 管理職Ⅱ-A、 管理職Ⅱ-B | 65,000円 |
| 第3号 | 7級 | 管理職Ⅱ-C、 管理職Ⅱ-D | 59,550円 |
| 第4号 | 6級、16級、 17級、18級、 19級 | 一般職Ⅰ、シ ニアスタッフ職Ⅰ | 43,350円 |
| 第5号 | 5級、15級 | 一般職Ⅱ、シ ニアスタッフ職Ⅱ | 27,100円 |
| 第6号 | 4級 | - | 21,700円 |
| 第7号 | その他 | その他 | 零 |

2 削除

3 退職等をした職員の職員として引き続いた期間に第7条の2第1項及び第2項に規定する期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

4 第1項に規定する休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 第7条第1号から第4号まで及び第6号に該当する期間により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。）

退職等をした職員が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職等をした職員が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(2) 第7条第4号に該当する育児休業期間（出生時育児休業期間を含む。）により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）

のあった休職月等

退職等をした職員が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職等をした職員が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (3) 第7条第5号に該当する配偶者同行休業期間により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等
当該休職月等

5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職等をした職員のうち自己都合による退職者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上25年未満のもの

職員の区分の第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、職員の区分の第6号に掲げる職員の区分にあつては調整月額を零として、同項の規定を適用して計算した額

- (2) 退職等をした職員のうち自己都合による退職者以外のものでその勤続期間が5年未満のもの前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
(3) 自己都合による退職者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
(4) 自己都合による退職者でその勤続期間が10年未満のもの
零

6 退職等をした職員が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

7 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の勤続期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職金の支給制限）

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員（当該職員が死亡したときは、本規程に基づき当該職員に支給される退職金の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該職員が占めていた職の職務及び責任、当該退職等をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構業務に対する国民の信頼に及ぼす影響等を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 就業規程第64条の規定による懲戒解雇処分又は諭旨解雇処分（以下「懲戒解雇等処分」という。）を受けて退職等をした者
(2) 禁固以上の刑に処せられたことによる退職等をした者

2 前項の規定による退職金の支給制限を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支給制限を受けるべき者に通知する。

（勤続期間の計算）

第7条 退職手当の算定の基準となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職等をした日の属する月までの年月数による。ただし、当該期間のうちに次の第1号から第4号及び第6号に該当する期間がある月（現実に職務に就くことを要する日のあった月を除く。）が一以上あった場合は、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業又は出生時育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）については、その月数の3分の1に相当する月数。1月未満の端数がある場合は、これを切り上げる。）を、第5号に該当する期間がある月（現実に職務に就くことを要する日のあった月を除く。）が一以上あった場合は、その月数を勤続期間から除算する。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたことによる休職期間
(2) 停職期間
(3) 私傷病による休職期間
(4) 育児休業期間（出生時育児休業期間を含む。）

- (5) 配偶者同行休業期間
- (6) その他別に定める特別の事由に該当する期間

(勤続期間の計算等の特例)

- 第7条の2 職員のうち、機構の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が機構の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の勤続期間の計算については、先の職員としての勤続期間の始期から後の職員としての勤続期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた勤続期間とみなす。
- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた勤続期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた勤続期間を含むものとする。
 - 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、第2条の規定にかかわらず退職金は支給しない。
 - 4 国等の機関に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の勤続期間の計算については、職員としての勤続期間はなかったものとみなす。

(弔慰金)

- 第8条 職員が死亡した場合においては、第3条又は第3条の2の規定による退職手当の基本額の計算に用いた退職日職責給等級基礎額又は最高職責給等級基礎額に100分の400の割合を乗じて得た額を弔慰金としてその遺族に支給する。
- 2 第3条の2の規定により退職手当の基本額を計算する場合において、前項中「退職日職責給等級基礎額又は最高職責給等級基礎額」とあるのは、「特定減額前職責給等級基礎額」と読み替えるものとする。

(退職金の支給)

- 第9条 退職金は、法令及び機構と労働組合又は職員の代表者とが締結した給与控除に関する協定により、退職金から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

- 第10条 第2条及び第8条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計をともにしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員との親等の近い者を先順位とする。
 - 3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
 - 4 次に掲げる者は、退職金の支給を受けることができる遺族としない。
 - (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職金の支払の差止め)

第11条 退職等をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等をした者に対し、当該退職等に係る退職金の支払を差し止めるものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職等をしたとき。
 - (2) 退職等をした者に対しまだ当該退職金が支払われていない場合において、当該退職等をした者が、採用から退職等まで通算(出向期間を含む。)した在職期間(以下「基礎在職期間」という。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職等をした者に対しまだ当該退職等に係る退職金が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等をした者に対し、当該退職金の支払を差し止めることができる。
- (1) 当該退職等をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は機構がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職金を支払うことが、機構業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 機構が、当該退職等をした者について、当該退職等に係る退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした基礎在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職金の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職金が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職金の支払を差し止めることができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による支払差止を行い、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止の目的に反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁固以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による退職金の支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から六月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による退職金の支給制限を受けることなく、当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止を行い、当該支払差止を受けた者が次条第2項の規定による退職金の支給制限を受けることなく当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職金の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 第6条第2項の規定は、退職金の支払差止について準用する。

(退職等後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職金の支給制限)

第12条 退職等をした者に対しまだ当該退職金が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職等をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職等をした者が死亡したときは、当該退職等に係る退職金の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第6条第1項に規定する退職等をした場合の退職金の額との権衡を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 当該退職等をした者が刑事事件(当該退職等の後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職

期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職等の後に禁固以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職等をした者が退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し、再雇用職員等に対する懲戒解雇等処分を受けたとき。

(3) 機構が、当該退職等をした者(再雇用職員等に対する懲戒解雇等処分の対象となる者を除く。) について、当該退職等の後に当該退職等に係る退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職金の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該退職金が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、第6条第1項の規定を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないことができる。

3 第1項第3号又は前項の規定による退職金の支給制限を行おうとするときは、当該支給制限を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第6条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による退職金の支給制限について準用する。

5 支払差止に係る退職金に関し第1項又は第2項の規定により当該退職金の一部を支給しないときは、当該支払差止は、取り消されたものとみなす。

(退職等をした者の退職金の返還)

第13条 退職等をした者に対し当該退職等に係る退職金が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等をした者に対し、第6条第1項に規定する事情のほか、当該退職等をした者の生計の状況を勘案して、当該退職金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 当該退職等をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職等をした者が退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員等に対する懲戒解雇等処分を受けたとき。

(3) 機構が、当該退職等をした者(再雇用職員等に対する懲戒解雇等処分の対象となる職員を除く。) について、当該退職等に係る退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による退職金の返還請求は、当該退職等の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 第1項の規定による退職金の返還請求を行おうとするときは、当該返還請求を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第6条第2項の規定は、第1項の規定による退職金の返還請求について準用する。

(遺族の退職金の返還)

第14条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職金の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対し当該退職金が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第6条第1項で定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 第6条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による退職金の返還請求について準用する。

(退職金受給者の相続人からの退職金相当額の返還)

第15条 退職等をした者(死亡による退職の場合には、その遺族) に対し当該退職に係る退職金が支払われた後において、当該退職金の支払を受けた者(以下この条において「退職金の受給者」という。) が当該退職等の日から6月以内に第13条第1項又は前条第1項の規定による退職金の返還請求を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。) において、機構が、当該退職金の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下本項から第6項までにおいて同じ。) に対し、当該退職等の日から6月以内に、当該退職等をした者が当該退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、機構は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職等をした者が当該退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の全部

- 又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
- 2 退職金の受給者が、当該退職等の日から6月以内に第13条第3項又は前条第2項の規定による意見聴取の通知を受けた場合において、第13条第1項又は前条第1項の規定による退職金の返還請求を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、機構は、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職等をした者が当該退職等に係る退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
 - 3 退職金の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職等の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職等をした者が当該退職等に係る退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
 - 4 退職金の受給者が、当該退職等の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による退職金の返還請求を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職等をした者が当該刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
 - 5 退職金の受給者が、当該退職等の日から6月以内に当該退職等に係る退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員等に対する懲戒解雇等処分を受けた場合において、第13条第1項の規定による退職金の返還請求を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職等をした者が当該行為に関し再雇用職員等に対する懲戒解雇等処分を受けたことを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
 - 6 前各項の規定による退職金の返還請求に基づき納付する金額は、第6条第1項に規定する事情のほか、当該退職金の受給者の相続財産の額、当該退職金の受給者の相続人の生計の状況等の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職金の額を超えることとなってはならない。
 - 7 第6条第2項並びに第13条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による退職金の返還請求について準用する。

（退職金審査会への諮問）

- 第16条 第12条第1項第3号若しくは第2項、第13条第1項、第14条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による退職金の支給制限等（以下この条において「退職金の支給制限等」という。）を行おうとするときは、別に定める退職金審査会に諮問する。
- 2 退職金審査会は、第12条第2項、第14条第1項又は前条第1項から第5項の規定による退職金の支給制限又は返還請求を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該支給制限又は返還請求を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 3 退職金審査会は、必要があると認める場合には、退職金の支給制限等に係る事件に関し、当該支給制限等を受けるべき者又は機構にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。
 - 4 退職金審査会は、必要があると認める場合には、退職金の支給制限等に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（端数の処理）

- 第17条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

- 2 常勤有給嘱託又は常用臨時用員として在職し、引き続いて職員として採用された者が退職し又は死亡した場合は、第7条の規定にかかわらず、常勤有給嘱託又は常用臨時用員として在職した期間は、これを職員として勤務したものとみなしてその者の勤続期間を通算する。
- 3 原子燃料公社の職員として在職し、引き続いて職員として採用された者が退職し又は死亡した場合は、第7条の規定にかかわらず、原子燃料公社の職員として在職した期間は、核燃料サイクル開発機構の職員として勤務したものとみなしてその者の勤続期間に通算する。
- 4 常勤嘱託又は常勤雇員として在職し、引き続いて職員として採用された者が退職し又は死亡した場合は、第7条の規定にかかわらず、常勤嘱託又は常勤雇員として在職した期間は、これを職員として勤務したものとみなしてその者の勤続期間に通算する。
- 5 日本原子力船研究開発事業団の解散の際現にその職員として在職する者で引き続き日本原子力研究所の職員となった者の日本原子力船研究開発事業団における在職期間は、日本原子力研究所の職員として在職したものとみなし、勤続期間に通算する。
- 6 昭和61年2月1日において現に在職する職員について第5条の2の規定を適用する場合には、同日前の引き続いた勤続期間は、同条の加入員期間に含めるものとする。
- 7 第5条の2第1項の規定の適用については、職員が基金設立後の加入員期間が1年未満で退職し、解雇され、死亡した場合には「1年間」とあるのは「基金設立後の加入員期間」と、「12分の1」とあるのは「基金設立後の加入員期間月数分の1」と読み替えるものとする。
- 8 機構設立の際、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成16年12月3日法律第155号）附則第2条及び第3条の規定により、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構から引き継がれた職員の日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構における在職期間は、機構の職員として在職したものとみなし、勤続期間に通算する。

附 則（平成19年9月28日 19（規程）第42号）
この規程は、平成19年9月30日から施行する。

附 則（平成22年3月23日 21（規程）第57号）
この規程は、平成22年 3月 31日から施行する。

附 則（平成25年12月20日 25（規程）第24号）
この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日 26（規程）第146号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日 27（規程）第131号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成28年3月31日から施行する。

（特例措置）

- 2 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成27年法律第51号）の施行を受け、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子機構」という。）が平成28年4月1日に発足することに伴い、同法律附則第2条第1項の規定に基づく承継計画書において機構が有する権利・義務を承継することに伴う転籍のために機構を退職し、引き続き平成28年4月1日に量子機構において職員に採用される場合については、退職金は支給しないこととする。

附 則（平成28年9月28日 28（規程）第40号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

（加入者期間の経過措置）

- 2 第5条の2第1項の加入者期間は、施行日の前日（同日において第7条の2第1項の規定により退職し、国等の機関に使用されている者については、施行日前の直近の退職日）において科学技術厚生年金基金（以下「旧基金」という。）の加入員であった者については、旧基金における加入員であった期間

を通算した期間とする。

附 則（平成30年3月19日 29（規程）第121号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成30年3月19日から施行する。

（調整率）

- 2 当分の間、職員退職金支給規程第3条の規定により計算する退職手当の基本額は、同条の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

附 則（令和3年3月30日 令02（規程）第129号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月29日 令04（規程）第25号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日 令05（規程）第50号）

（施行日）

- 1 この規程は、令和6年3月31日から施行する。

（調整率）

- 2 当分の間、第3条の2の規定により計算する退職手当の基本額は、同条の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

（本給月額の変額改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

- 3 職員給与規程（17（規程）第59号）第11条第3項及び第5項の規定に基づき生じた本給額の変額は、本規程第3条の2第1項に規定する本給月額の変額改定に該当しないものとする。

（退職手当の基本額の増額の調整）

- 4 当分の間、勤続10年以上であって60歳に達した日以後における最初の3月31日以降、その者の非違によることなく退職した者は、第4条第1号第2号の規定による退職とみなす。

（退職手当の基本額の減額の調整）

- 5 当分の間、60歳に達した日以後における最初の3月31日以降、その者の非違によることなく退職した者は、第5条第1号の規定による退職とみなさない。

（退職手当の調整額の調整）

- 6 当分の間、60歳に達した日以後における最初の3月31日以降、その者の非違によることなく退職した者に対する第5条の4第5項第3号及び第4号のうち勤続期間が5年以上の者の規定の適用については、同条同項第1号によるものとし、第5条の4第5項第4号のうち勤続期間が5年未満の者の規定の適用については第2号によるものとする。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の調整）

- 7 当面の間、第5条の3に掲げる者に対する第5条の3第1項及び第2項の規定の適用については、第5条の3第1項及び第5条の3第2項の表のうち「定年」とあるのは「定年（60歳）」とする。

附 則（令和6年6月27日 令06（規程）第35号）

（施行日）

- 1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

（習熟期間における退職金の支給に係る経過措置）

- 2 施行日から令和9年6月30日までの間（以下「習熟期間」という。）における退職金の支給は、なお従前の例による。

（習熟期間以後における退職金の支給に係る経過措置）

- 3 当面の間、職員が習熟期間以後に退職等をした場合において、その者が令和9年6月30日に現に退職等をした理由と同一の理由により退職等をしたものとみなし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における改正前の職員退職金支給規程（以下「旧規程」という。）の本給月額を基礎として、旧規程第3条又は第3条の2の規定により計算した退職手当の額に100分の83.7を乗じて得た額として計算した旧規程による退職金の額が、改正後の規程の習熟期間以後の退職日に、改正後の職員退職金支給規程の規定により計算した退職金の額よりも多いときは、習熟期間以後の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職金の額とする。

附 則（令和7年3月19日 令06（規程）第159号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。